



なるほど！

確定拠出年金

2026年法改正等の概要

共通

2025年税制改正および2026年確定拠出年金法改正により、DCの拠出限度額等が変更されます。ご加入者の皆様にも関係のある重要な改正です。下表で一緒に改正内容を簡単に確認ていきましょう。

| 改正時期 (施行予定) | 概要 | 対象 | 改正前 | 改正後 |
|----------------|---|----------|--|---|
| 2026/1~ | 退職所得控除額の計算における勤続期間などの重複排除 | 企業型iDeCo | 退職手当の一時金の支払を受ける年の前年以前4年内にDC一時金を受給した場合、重複する勤続期間を差引いて退職所得控除を計算する | 退職手当の一時金の支払を受ける年の前年以前9年内にDC一時金を受給した場合、重複する勤続期間を差引いて退職所得控除を計算する |
| 2026/4~ | マッチング拠出※の加入者掛金限度額見直し <small>※マッチング拠出の詳細についてはVol.3をご確認ください。</small> | 企業型 | ①加入者掛金≤事業主掛金 ②加入者掛け金+事業主掛け金≤拠出限度額 | ①は削除 ②加入者掛け金+事業主掛け金≤拠出限度額 <small>※適用には各事業主による変更手続きが必要です。所属する企業の手続き状況については、人事ご担当者にご確認ください。</small> |
| 2026/12~ | 拠出限度額の引上げ | 企業型iDeCo | ✓ 第2号被保険者の企業型DC : 月額5.5万円 ✓ 第2号被保険者のiDeCo : 月額2.0万円または2.3万円 ✓ 第1号被保険者のiDeCoと国民年金基金共通 : 月額6.8万円 | ✓ 第2号被保険者の企業型DC : 月額6.2万円 ✓ 第2号被保険者のiDeCo : 月額6.2万円 ✓ 第1号被保険者のiDeCoと国民年金基金共通 : 月額7.5万円 ✓ 【60歳以上70歳未満で現行のiDeCoに加入できないが、iDeCoの加入者・運用指図者だった方】または、【私の年金の資産をiDeCoに移換できる方のうち、老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していない方】がiDeCoの加入対象者に加わり、その拠出限度額 : 月額6.2万円 |
| 2026/12~ | iDeCo加入年齢の引上げ | iDeCo | iDeCo加入可能年齢（上限） | 60歳以上70歳未満の方も対象者 <small>※老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方に限ります。</small> <small>出所：厚生労働省「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要」</small> |

※本内容は2025年11月末時点での情報で、最新の情報は厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

今まで以上に、ご自身で老後の資金を十分に備えられる内容に変わった印象を受けた方も多いのではないでしょうか？法改正等による変更点を理解し、DC制度を有効に活用していきましょう。

★ライター紹介★

本記事のライターは20代女性です（Vol.1と同一）。 「拠出できる金額が少ないからあまり意味がないかな～」と躊躇していたマッチング拠出ですが、加入者掛け金の限度額が引上げになるということで、ついにマッチング拠出にチャレンジしてみようと思っています！ 同様の状況だった皆様もぜひこの法改正のタイミングでご検討ください。

マイブーム：手作り麻辣担